

令和七年七月二十八日

尾崎 俊雄

[illegible]

令和七年七月二十八日

尾崎 俊雄

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日本調剤山形薬局	山形市七日町一―二―三四	令和七年八月一日
あおば調剤薬局	山形市あこや町二―六―一二	令和七年八月一日
なぬか町ほっと薬局	山形市七日町一丁目四番四七号シティタワー 山形七日町一階	令和七年八月一日
くるみ薬局	山形市銅町二丁目二四―一七	令和七年八月一日
高取薬局	西村山郡西川町海味四七五	令和七年八月一日
舟形調剤薬局	最上郡舟形町舟形三五二―一〇	令和七年八月一日